

議案第 15 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「次に掲げる額の合算額以内の額」を「第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）

の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法

第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第 14 条第 2 項中「その世帯に属する一般被保険者が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額（退職所得に係る市県民税の所得割額並びに県民税の利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下同じ。）」を「その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第15条第2項中「退職被保険者等が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額」を「退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第18条第1項第1号中「第29条の7第2項第6号」を「第29条の7第2項第4号」に改め、「当該年度の初日における」を削り、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第19条第1号中「高齢者医療確保法に規定する後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)」を「後期高齢者支援金」に、「高齢者医療確保法に規定する病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)」を「病床転換支援金」に改め、同条第2号中「法附則第7条第1項の規定による」を削る。

第20条第2項中「一般被保険者が当該年度分として納付し、又は納付すべ

き市県民税額の合計額」を「一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第21条第2項中「退職被保険者等が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額」を「退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第24条第1項第1号中「第29条の7第3項第5号」を「第29条の7第3項第4号」に改め、「当該年度の初日における」を削り、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第26条第2項中「介護納付金賦課被保険者が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額」を「介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第29条第1項第1号中「第29条の7第4項第5号」を「第29条の7第4項第4号」に改め、「当該年度の初日における」を削り、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第32条第1項第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第32条の2第1項中「合計額（）」を「規定する総所得金額」に、「合計額（特例対象被保険者等の市県民税の課税標準である」を「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の」に、「として計算した場合における市県民税額の合計額に相当する額。」を「によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」に改める。

附則第4項を附則第12項とし、附則第3項を附則第11項とし、附則第2項を附則第10項とし、附則第1項の次に次の8項を加える。

(平成24年度及び平成25年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

2 平成24年度及び平成25年度における第13条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

(平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

3 平成24年度における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。附則第9項において同じ。）が課されない被保険者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された被保険者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない被保険者を除く。） 第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」と

いう。) である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第17条中「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額(当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第26条第2項中「基礎控

除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」とする。

(2) 前号に掲げる被保険者以外の被保険者であって、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。）の100分の200の金額を超える被保険者 第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象

被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る基礎控除後

の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）」と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」とする。

4 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、平成23年12月31日に

において年齢 19 歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。）が 38 万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合における前項第 2 号の規定により読み替えられた第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 21 条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定の適用については、前項第 2 号の規定により読み替えられた第 14 条第 2 項中「）から当該一般被保険者に係る附則第 3 項第 2 号に規定する課税標準額」とあるのは「）から当該一般被保険者に係る附則第 3 項第 2 号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が平成 23 年 12 月 31 日において年齢 19 歳未満の者であって同年の合計所得金額が 38 万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第 4 項に規定する先順位者である場合には、年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 33 万円を乗じて得た額及び年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 12 万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。）」と、前項第 2 号の規定により読み替えられた第 15 条第 2 項及び第 21 条第 2 項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第 3 項第 2 号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第 3 項第 2 号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第 4 項に規定する先順位者である場合には、年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 33 万円を乗じて得た額及び年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 12 万円を乗じて得た

額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。)」と、前項第2号の規定により読み替えられた第20条第2項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。））

現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。)」と、前項第2号の規定により読み替えられた第26条第2項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。））

現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。)」とする。

5 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 課税標準額が最も多い金額である被保険者
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、納付義務者である被保険者

(3) 納付義務者が被保険者でなく、第1号に該当する者が2人以上あるときは、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者

(4) 前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いかの被保険者

(平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

6 附則第3項及び第4項の規定は、平成25年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の60」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「平成24年12月31日」と読み替えるものとする。

(平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

7 附則第3項及び第4項の規定は、平成26年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の30」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「平成25年12月31日」と読み替えるものとする。

(平成27年度以降における保険料に係る所得割額の算定の特例)

8 附則第3項及び第4項の規定は、平成27年度以降における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の10」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「当該年度の保険料賦課期日の属する年の前年の12月31日」と読み替えるものとする。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料の減額)

9 平成24年度から平成26年度までの分の保険料の賦課に限り、2人以上の被保険者が属する世帯であり、かつ、当該世帯に属する被保険者が次の各号に掲げる者に該当するときは、当該各号に定める額を当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち第17条の規定の適用がないものとした場合における基礎賦課額の所得割額、第23条の規定の適用がないものとした場合における後期高齢者支援金等賦課額の所得割額又は第28条の規定の適用がないものとした場合における介護納付金賦課額の所得割額から順次控除する。

(1) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する者であって同条第7項に規定する障害者控除額が、第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等以下であるもの 同法第314条の2第7項に規定する障害者控除額に100分の10を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額

(2) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第8号に掲げる者に該当する者又は同条第3項に規定する場合に該当する者であって同条第7項に規定する寡婦（寡夫）控除額が、第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等以下であるもの 同法第314条の2第7項に規定する寡婦（寡夫）控除額に100分の10を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年

度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

保険料の所得割額の算定方式を所得控除を考慮しない方式とし、及び算定方式の変更に伴い保険料の負担を軽減するための特例措置を講ずること等のため、この条例を制定するものである。